

第3回 臨床発達心理士の動向および意識調査 結果報告書

- ・調査期間：2020年10月～12月
- ・調査方法：ウェブサイトをメール案内して調査フォームへの回答入力を求めた。
- ・結果は次頁以下の通りで、まず、設問を再掲して質問方法として示し、その後に回答を分類し、集計結果の図表と説明を示した。その後に回答に見られる傾向について解説した。
- ・加えて、いくつかの設問の回答結果を組み合わせるクロス集計を行ない、回答者の就業先等、立場によって傾向に違いが見られないかを検討した。

・回答者数：636名

※2020年5月12日時点での正会員3678名、資格更新延期者184名、計3862名に基づいた場合、回答率は16.5%

目次

0. 回答者の会員種別	2
1. 回答者の基本情報	2
2. 公認心理師資格について	7
3. 資格等について	12
4. 就業状態	15
5. 啓発について	27

0. 回答者の会員種別

正会員：602名、正会員（SV）：23名、資格更新延期者：11名

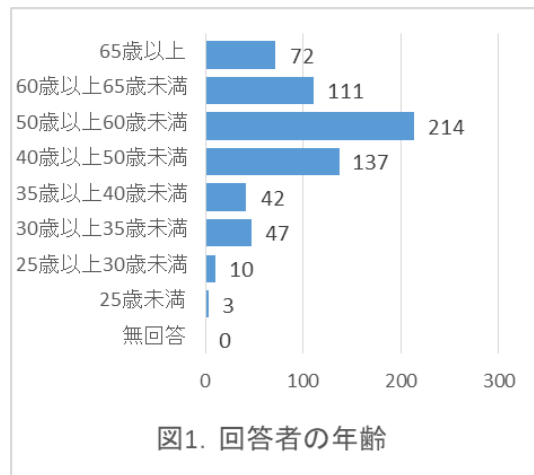
（参考）2020年5月12日時点での正会員3678名、資格更新延期者184名、計3862名

1. 基本情報

回答者の基本情報および教育歴、臨床歴

1-1 2020年5月1日現在の年齢をお答えください。選択肢の番号に○をつけてください。

1. 25歳未満
2. 25歳以上30歳未満
3. 30歳以上35歳未満
4. 35歳以上40歳未満
5. 40歳以上50歳未満
6. 50歳以上60歳未満
7. 60歳以上65歳未満
8. 65歳以上

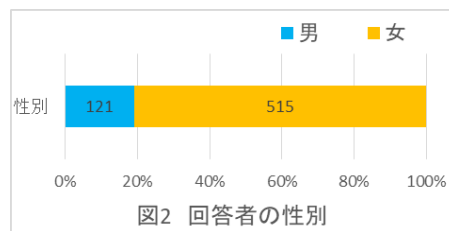


50歳代が33.6%で最多。

40歳以上65歳未満が72.6%を占めた。

1-2 あなたの性別について選択肢の番号に○をつけてください。

1. 男
2. 女



女性が圧倒的で81%を占めた。

1-3 現住所の都道府県名をお答えください。海外在住の方は「海外」とご記入ください。

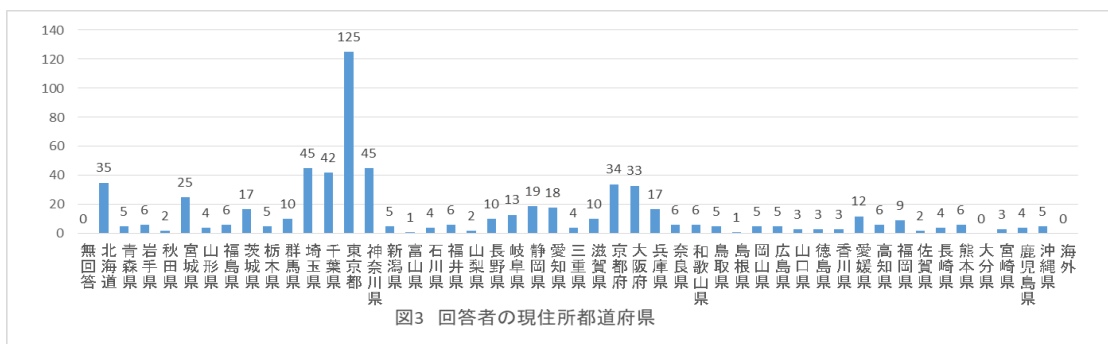
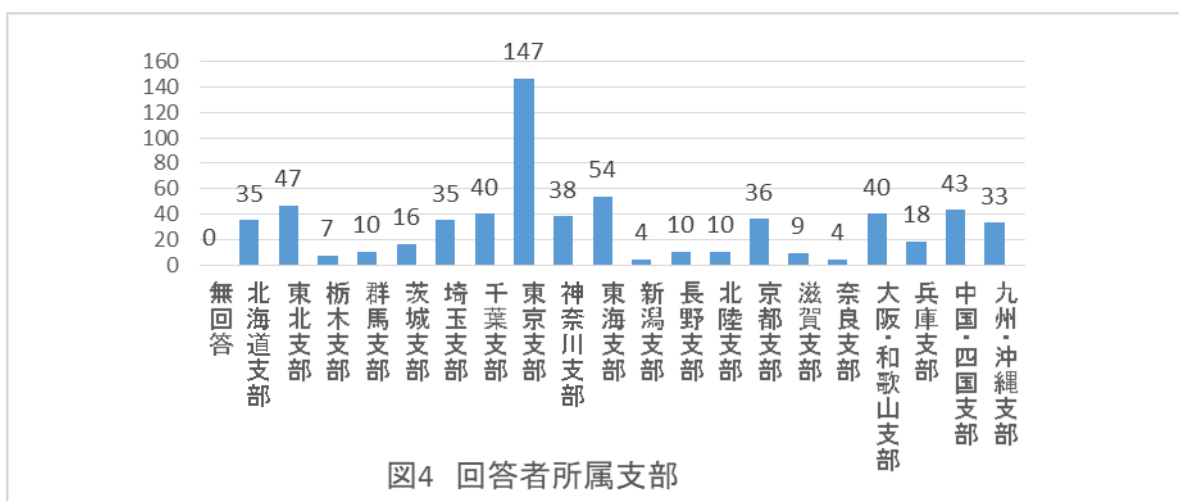


図3の通り、回答者のうち、東京都在住が約2割を占め、埼玉、千葉、神奈川を含めた関東地域在住者は40.4%であった。これに対して、元関西支部の圏内であった滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山の府県在住者は16.7%にとどまった。

1-4 あなたが所属している支部はどこですか。以下から選んで番号を記入してください。

※ 職場の所在地を支部としておられることがあります

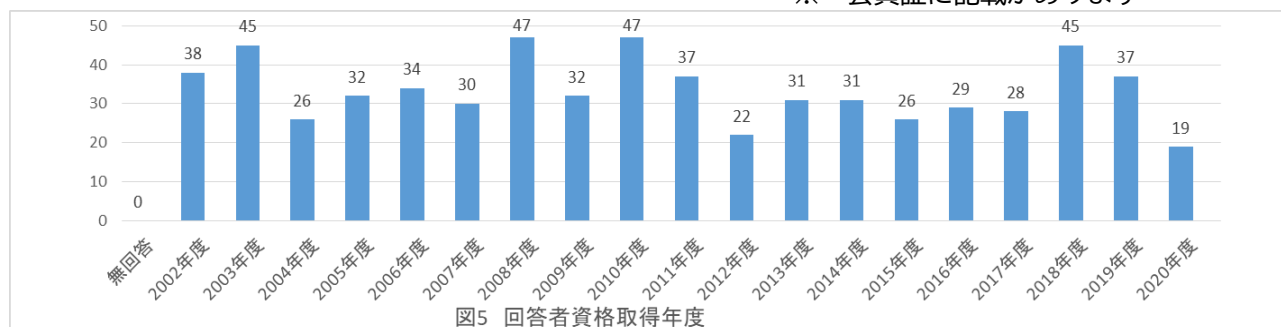
- ①北海道支部 ②東北支部 ③栃木支部 ④群馬支部 ⑤茨城支部 ⑥埼玉支部
 ⑦千葉支部 ⑧東京支部 ⑨神奈川支部 ⑩東海支部 ⑪新潟支部 ⑫長野支部 ⑬北陸支部
 ⑭京都支部 ⑮滋賀支部 ⑯奈良支部 ⑰大阪・和歌山支部 ⑱兵庫支部
 ⑲中国・四国支部 ⑳九州・沖縄支部



支部別では、東京支部所属者は東京都内在住者より22名多かった。

1-5 あなたが臨床発達心理士資格を取得した年度（西暦）をお答えください。

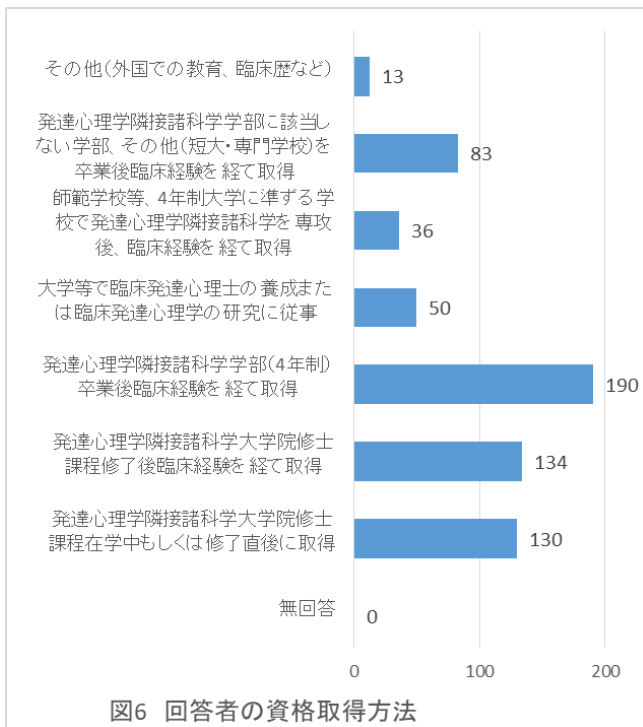
※ 会員証に記載があります



年度によるばらつきはあるが、とくに経年の増減傾向はうかがえない。2020年度にやや落ち込みがあるが公認心理師資格制度が始まったためかどうかは検証の必要がある。

1-6 あなたの臨床発達心理士受験資格取得方法は次のどれに当てはまりますか。

1. 発達心理学隣接諸科学大学院修士課程在学中もしくは修了直後に取得
2. 発達心理学隣接諸科学大学院修士課程修了後臨床経験を経て取得
3. 発達心理学隣接諸科学学部（4年制）卒業後臨床経験を経て取得
4. 大学等で臨床発達心理士の養成または臨床発達心理学の研究に従事
5. 旧制度の師範学校、高等師範学校等、学校教育法に基づく4年制大学に準ずる学校で発達心理学隣接諸科学を専攻後、臨床経験を経て取得
6. 発達心理学隣接諸科学学部（4年制）卒業後臨床経験を経て取得
7. その他（外国での教育、臨床歴など）



※設問と図6のラベルは順序が逆である。

資格取得方法: その他の詳細	人数
記憶も記録も残っていないので不明	1
国立大学教育学部卒業後、隣接しない修士課程(看護)修了後、大学で臨床従事。	1
大学院で発達心理学隣接学科を専攻後、臨床経験	1
別専攻の四年生大学卒、発達臨床従事、現任者講習受講	1
臨床経験8年以上の現任者	1
発達臨床従事20年、その後、幼児保育・教育に従事	1
認定心理士を取得	1
教育学部を卒業後、小学校、支援学校で臨床従事25年	1
4年制大学経済学部を卒業後、重複障害教育教員養成課程(1年)を修了、その後臨床経験	1
公認心理師資格による	4

図6から分かるように、発達心理学を大学で修めて取得したものが圧倒的に多い。

1-7 あなたの最終学歴をお答えください。

1. 専門学校卒業
2. 短期大学卒業
3. 大学卒業(4年制)
4. 修士課程修了(6年制大学卒業、博士課程中退)
5. 博士課程満期退学
6. 博士課程修了(含、博士号取得)
7. その他()

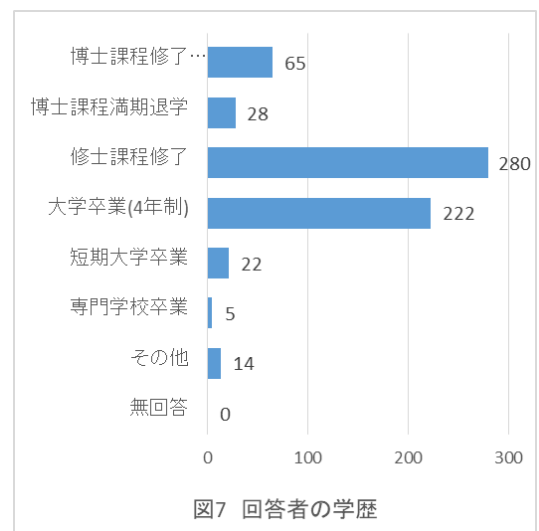


図7の通り、修士課程修了者が多く、修士以上の学歴者が約6割を占めた。

なお、その他と回答した14人について、今後の調査計画のためにその他の詳細記述を分類して表2に示した。

表2 回答者の最終学歴:その他の詳細

最終学歴:その他の詳細	人数
大学卒業後、専攻科修了	7
特別専修科専攻(1年制)を修了	2
重複障害教育教員養成課程(1年課程)	1
特殊教育特別専攻科修了	1
特別支援専攻科修了	1
専攻科修了	2
大学院修士課程修了*	1
資格取得後大学院修士課程卒業*	1
来年3月、修士修了予定*	1
教職大学院2年制	1
大学院単位取得中退*	1
大学院修士課程中退	1
養護教諭養成所	1

* その他に該当しない

1-9 臨床発達心理士としての主たる支援対象は次のうちのどの段階ですか。(2つ以内で複数回答可)。

1. 乳児期
2. 幼児期
3. 児童期 (小学生)
4. 思春期 (中学生)
5. 思春期 (高校生)
6. 青年期
7. 成人期
8. 高齢期
9. その他 ()

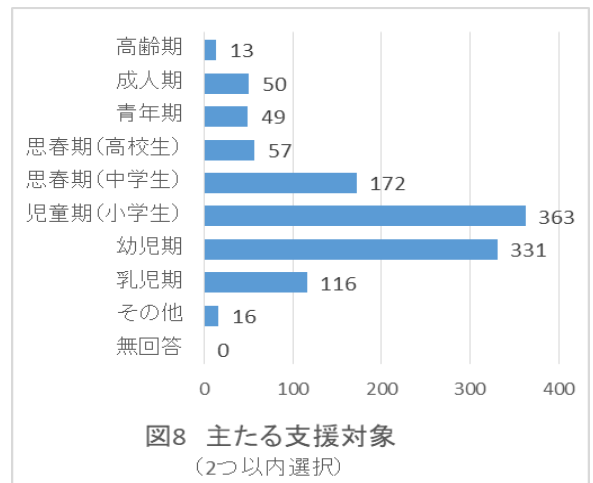


図8 主たる支援対象 (2つ以内選択)

2つ以内の複数回答が可であった。

図8の通り、児童期が最も多く6割の回答者が選択した。次いで幼児期も多く52%の回答者が選択した。

支援対象の「その他」を選んだ回答者の、内容は表3の通り。

表3 主たる支援対象:その他の詳細

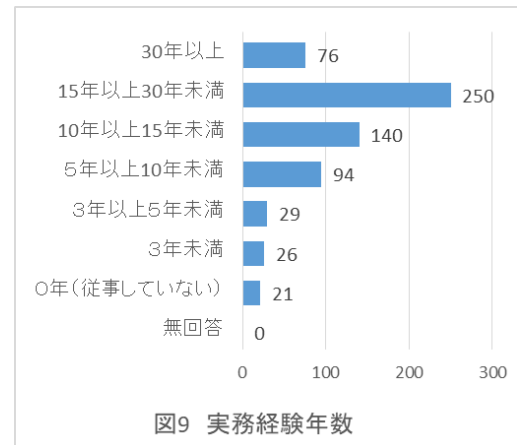
支援対象:その他の詳細	人数
全ライフステージ対象(フォローアップ)	2
乳児期から思春期まで	1
特別支援学校の乳幼児から青年期まで	1
幼児から青年期	3
(うち、幼児から高校生まで)	(2)
特別支援学校高等部の生徒	1
小学生、中学生、高校生	1
18歳未満の児童すべて	1
現在は幼児期、前職場では成人期が主*	1
幼児期から高齢者までを対象にした施設で児童期を中心の業務担当	1
保護者(子どもの年齢は様々)	1
支援対象なし(事務職)	1
未記入	2

1-10 あなたの臨床発達業務の実務経験年数は、次のどれに当てはまりますか。

1. 0年（従事していない）
2. 3年未満
3. 3年以上5年未満
4. 5年以上10年未満
5. 10年以上15年未満
6. 15年以上30年未満
7. 30年以上

図9の通り、15年以上の実務経験者が5割以上を占めて、10年以上を含めた回答者は73%となった。0年（従事していない）と回答した21名は、設問1-6の資格取得方法で、「臨床発達心理学の研究に従事」と回答した方かもしれない。

今後の調査においては、「臨床発達業務の実務」について明確な定義が必要かもしれない。



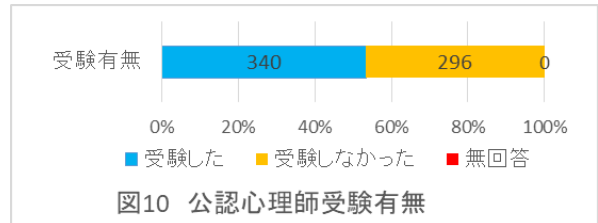
2. 公認心理師資格について

あなた自身の考えや意識、その他の状況についてお伺いします。

2-1 あなたは公認心理師資格を受験しましたか。

1. 受験した → 2-2へお進み下さい。
2. 受験しなかった → 2-3へお進み下さい。

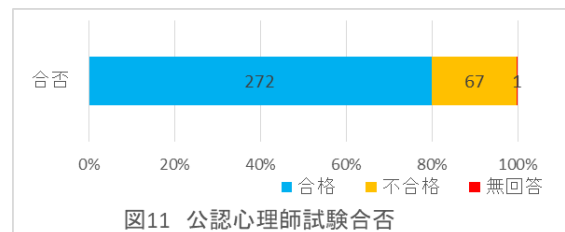
図 10 の通り、回答者の半数以上が受験していた。



2-2 受験結果についてお知らせ下さい。

1. 合格した → 2-4へお進み下さい。
2. 合格しなかった → 2-3へお進み下さい。

結果は図 11 の通りで、受験者 340 名中 8 割が合格していた。



2-3 今後、公認心理師の試験を受験されますか。

1. 受験予定である → 2-4へお進み下さい。
2. 受験予定はない → 2-5へお進み下さい。

結果は図 11-2 の通りで、未受験者と不合格者を合わせた 356 名のうち、47%が受験を予定している。「予定なし」の回答者は、もともと資格取得の意思がない未受験者に多いと思われる。

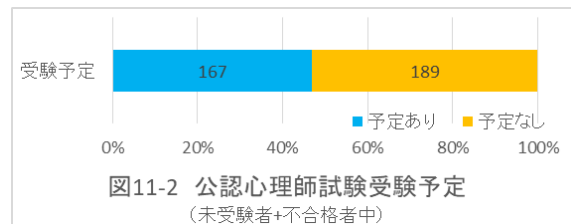


表4 公認心理師試験受験状況と就業領域のクロス集計

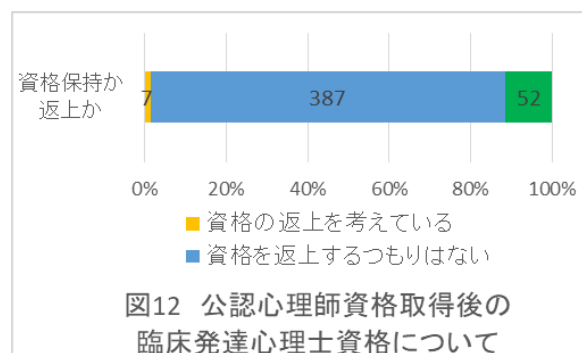
	教育関係	医療関係	保健・福祉関係	その他
受験した	162 (46.8%)	21 (65.6%)	138 (62.4%)	11 (61.1%)
合格	131 [80.9%]	21 [100%]	108 [78.3%]	7 [63.6%]
不合格	29 [17.9%]	0 [0%]	29 [21.0%]	4 [36.4%]
無回答	2	0	1	0
受験予定あり	23 < 74.2% >	-	23 < 76.7% >	4 < 100% >
受験予定なし	4 < 12.9% >	-	7 < 23.3% >	0 < 0% >
無回答	2	-	0	0
受験しなかった	184 (53.2%)	11 (34.4%)	83 (37.6%)	7 (38.9%)
受験予定あり	66 < 35.9% >	3 < 27.3% >	35 < 42.2% >	6 < 85.7% >
受験予定なし	115 < 62.5% >	8 < 72.7% >	47 < 56.6% >	1 < 14.3% >
無回答	3	0	1	0
合計	346	32	221	18
受験した人+未受験で 受験予定の人	228 (65.9%)	24 (75.0%)	173 (78%)	17 (94.4%)

上の表 4 は、設問 4-2 で回答を得た就業領域別に、受験の有無と合否、並びに、今後の受験予定についての回答数をクロス集計した結果である。また、受験済みの人と未受験だが今後受験予定と回答した人の割合を「受験意欲」とみなして算出した。

これらの結果から、教育関係領域の受験者が比較的少なく、受験意欲も低いとみなされる。

2-4 公認心理師資格取得後の臨床発達心理士資格についてどうお考えですか。

1. 資格の返上を考えている
2. 資格を返上するつもりはない
3. 迷っている



結果は図 12 の通りで、636 名中 190 名が回答していなかったが、446 名の回答者中、87%が臨床発達心理士資格を返上するつもりはないと答えている。無回答者は公認心理師資格を取得するつもりがない者が多いことが多いと考えられる。

2-5 公認心理師資格とその試験について、ご自由にお書き下さい。

187 件あったこの自由記述回答について、内容に応じて分類し、すべてを別紙で紹介する。大分類は次の 3 つからなる。(1) 試験問題について、(2) 資格について、(3) 受験について。

(1) はさらに次の下位分類からなる。

- 1) 発達関係の問題が少なかった (6 件)
- 2) 出題領域が広すぎる (12 件)
- 3) 正答があるのか疑問の問題があった (2 件)
- 4) 試験問題が難しい (4 件)
- 5) その他 (1 件)

以上から、発達心理学的知識と経験を有効に活かせなかったという思いと出題範囲の広さに戸惑う思いが見て取れた。

(2) の「資格について」は、さらに次の下位分類からなる。

- 1) 資格の制度的問題 (計 40 件)
- 2) 資格の社会的意味・意義 (計 32 件)
- 3) 資格の個人的意義 (計 68 件)

1) の「資格の制度的問題」はさらに次の下位分類からなる。

- i) 質の担保：専門性・研修制度など (8 件)
- ii) 質の担保：臨床経験などの受験資格 (9 件)

- iii) 試験方法 (9 件)
- iv) 受験資格・経過措置等 (13 件)
- v) 医師の指示の問題 (1 件)

以上 1) の「資格の制度的問題」からは、公認心理師の質の担保に疑問の声が強いこと、また、暗記型でマークシートのペーパー試験という方法についての疑問、受験資格についての不満がうかがえた。

2) の「資格の社会的意味・意義」はさらに次の下位分類からなる。

- i) 心理士の能力・地位・報酬・認知度の向上 (14 件、但し、否定的な意見の 1 件が含まれる)
- ii) 汎用性と専門性 (肯定的意見 5 件、否定的意見 7 件)
- iii) 仕事の保障がまだない (4 件)
- iv) その他 (2 件)

以上 2) の「資格の社会的意味・意義」からは、国家資格化による心理士の能力・地位・報酬・認知度の向上への期待が読み取れた。また、公認心理師資格の汎用性については、次の 3) の i) に見られる臨床発達心理士資格の専門性への期待に共通する思いがうかがえる。

3) の「資格の個人的意義」はさらに次の下位分類からなる。

- i) 臨床発達心理士資格の意義を再認識 (28 件)
- ii) 個人的に意義あり (17 件)
- iii) 個人的に意義なし (15 件)
- iv) 年齢的に不要 (8 件)。

以上 3) の「資格の個人的意義」からは、公認心理師資格の実態が分かって、改めて臨床発達心理士資格の意義を認識することができたと感じる者が多いことがわかった。設問 2-4 でうかがえた「臨床発達心理士資格を返上するつもりがない」という回答の多さを裏付ける思いであろう。

(3) の「受験について」は、さらに次の下位分類からなる。

- 1) 未受験者の思いと受験困難事情 (31 件)
- 2) 受験者の意見 (14 件)
- 3) その他 (5 件)

2) の「受験者の意見」はさらに i) 受験勉強の意義 (6 件) と ii) 受験者のその他の感想 (8 件) からなる。3) の「その他」には、i) 士会からの受験サポートを期待 (3 件) と ii) その他 (2 件) があった。

(3) の 1) に見られる未受験理由には、女性回答者では自身の子育て期間に伴う不利があり、学校関係者では本務の忙しさと職場での必要性への疑問があった。

2) の i) の「受験勉強の意義」からは、公認心理師の受験勉強が役に立ったと感じる者が少なからずいることが分かった。3) の i) 「士会からの受験サポートを期待」については、士会でも検討はされていたが、おそらく資格更新研修とは両立困難なテーマについての難しさが壁になっていたかもしれない、実現できていない。

2-6 今後、臨床発達心理士会はどうあるべきだとお考えですか（複数回答可）。

1. 発達臨床的特性をますます強調するために、内部研修や外部広報に力を入れるべきだ
2. 発達・教育分野等の職域をますます開拓・拡大すべきだ
3. 医師資格の専門医制度のように例えば発達臨床専門であることの認定を始めるべきだ
4. 公認心理師協会が主催する発達・教育分野の研修におおいに協力すべきだ*

* 現在、士会は日本公認心理師協会の協力団体です

結果は図13の通り。選択肢の順と図のラベルは逆順である。複数選択可としたが選択肢1、2が比較的多く選択されていた。公認心理師についての思いに表れていたように、臨床発達心理士資格の専門性をさらに高めていく努力が求められている。

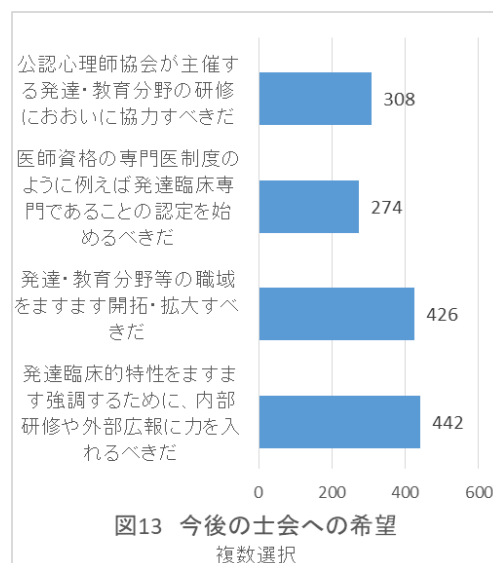


図13 今後の士会への希望
複数選択

2-7 今後の臨床発達心理士会のあり方について、その他にご意見があれば自由にお書きください。

この自由記述回答について、内容に応じて分類した。「とくになし」の回答記述が2人からあったが、それ以外では94人から回答があった。回答には「専門性の発揮」「研修の充実」に関連する回答が数多くみられた。そのほか、「会員（資格者）増対策」「役員業務合理化」「法人化推進」「他団体研修協力」「その他」に分類して整理した。

※同一回答者の意見を2種以上に分けて紹介したことがある。

以下に、大分類カテゴリーごとに概要を説明する。

具体的な回答内容については、全回答をカテゴリーに分類して、別紙に掲載した。

<回答の概要>

(1) 専門性発揮（意義明確化、社会的認知の外部広報、上位資格化や専門別資格認定、職務支援）

「専門性発揮」については、この資格の意義を公式にも明確化し、会員自身が自覚をもつ必要があること（「意義明確化」21件）、発達支援の意義について支援現場（とくに医療）と利用者に理解を求める広報に力を入れる必要があること（「社会的認知の外部広報」10件）、汎用心理士資格である公認心理師において専門を担保できる資格となること、そのためにこの資格の活用分野別に専門別資格認定や、臨床技法の修得証明の発行などの具体案も示されていた（「上位資格化や専門別資格認定」5件）。また、会員がその専門性を発揮できるように職能団体として職務支援を求める意見

があった（「職務支援」6件）。

（2）研修会に関すること：内容充実（専門性・広汎性）、受講しやすさ（オンライン、参加手続き）

研修会についての意見は、「期待や意義について」（7件）、「内容充実について」（15件）、「受講しやすさ」に分類した。

受講しやすさの点では、とくに地方支部会員の便宜からオンライン研修の継続を求める声が目立った。

（3）資格者増対策：取得の手続き簡略化、更新制度（10件）

公認心理師資格の成立によって、まだまだ一般には無名である臨床発達心理士資格の影が薄くなることが懸念されるが、資格者増対策のためには現在の資格取得の手続きをもっと簡便化する工夫が必要だという意見が多数であった。その他、認定講習、筆記試験を採り入れる具体案があった。また、事例報告書の提出は大切だという意見がみられた。

保育士や幼稚園教諭に資格希望者があるので、短大卒の資格要件の工夫のために、認定講習や筆記試験、資格そのものの級分けなどの具体策があると思われる。

その他に、次の4カテゴリーの回答があったが、少数回答のため、概要をまとめなかった。別紙、全回答を閲覧願いたい。

- （4）他団体研修会協力（3件）、（5）法人化：職能団体（4件）、（6）役員業務軽減（2件）、（7）その他（9件）**

3. 資格等について

3-1 臨床発達心理士以外に取得している心理・発達専門職資格はどれですか（複数回答可）。

1. 学校心理士（学会連合資格「学校心理士」認定運営機構）
2. 臨床心理士（財団法人日本臨床心理士資格認定協会）
3. 認定心理士（日本心理学会）
4. 特別支援教育士（一般財団法人 特別支援教育士資格認定協会）
5. その他（ ）

この設問に対する集計結果を図 14 に示し、その他の内容についての回答のうち、2 件以上あったものを表 5 に示す。1 件のみの回答は次の通り。

学習療法士、教育福祉関係の資格、心理リハビリテーション SV、メンタルヘルスファーストエイド実施者、認知症ケア指導管理士（認知症ケア管理師）、おもちゃコンサルタント（記載は「トイコンサルタント」）、北海道家庭生活カウンセラー、学校カウンセラー（日本学校教育相談学会）、白杖歩行訓練士、幼少年体育指導士（日本発育発達学会）、知的障害援助専門員、ペアレントトレーニングファシリテーター資格、発達障害コミュニケーション指導者初級（日本医療福祉教育コミュニケーション協会）、保健師、サービス管理責任者、精神保健福祉士、心理相談員（THP/中央労働災害防止協会）、心理検査士（日本教育評価研究会）、指導健康心理士、交流分析士インストラクター、交流分析士、早期発達支援士（こども家族早期発達支援学会）、JADP 認定メンタル心理カウンセラー、福祉心理士（日本福祉心理学会）※表 5 とともに順不同

なお、「その他」も 1 人で複数の資格を回答している者があるので、数字は記載件数である。

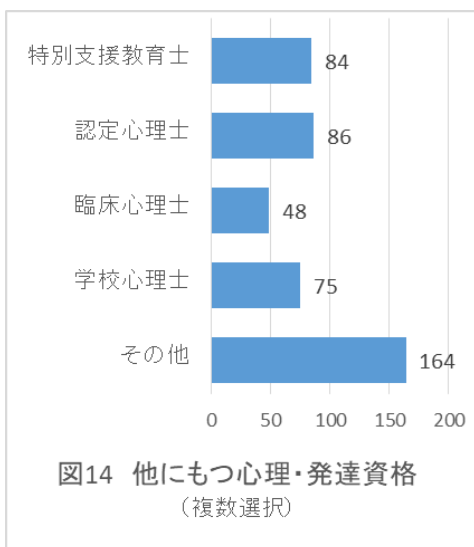


表5. その他の資格の回答内容と件数

回答内容	件数
公認心理師	56
教員免許(幼・小・中・高・特別支援)	25
ガイダンスカウンセラー	22
自閉症スペクトラム支援士	13
うち、エキスパート	(1)
同、アドバンス	(1)
教育カウンセラー	9
うち、上級	(4)
同、中級	(1)
産業カウンセラー	7
保育士	5
家族心理士	4
うち、家族心理士補	(1)
言語聴覚士	3
応用心理士	3
音楽療法士	3
看護師	3
キャリアコンサルタント	2
認定心理士	2

「その他」の回答には、設問で求める「心理・発達専門職資格」であるかどうか意見の分かれる

資格が含まれるが、あえてすべて紹介した。今後の調査で選択肢を決める際に参考になろう。

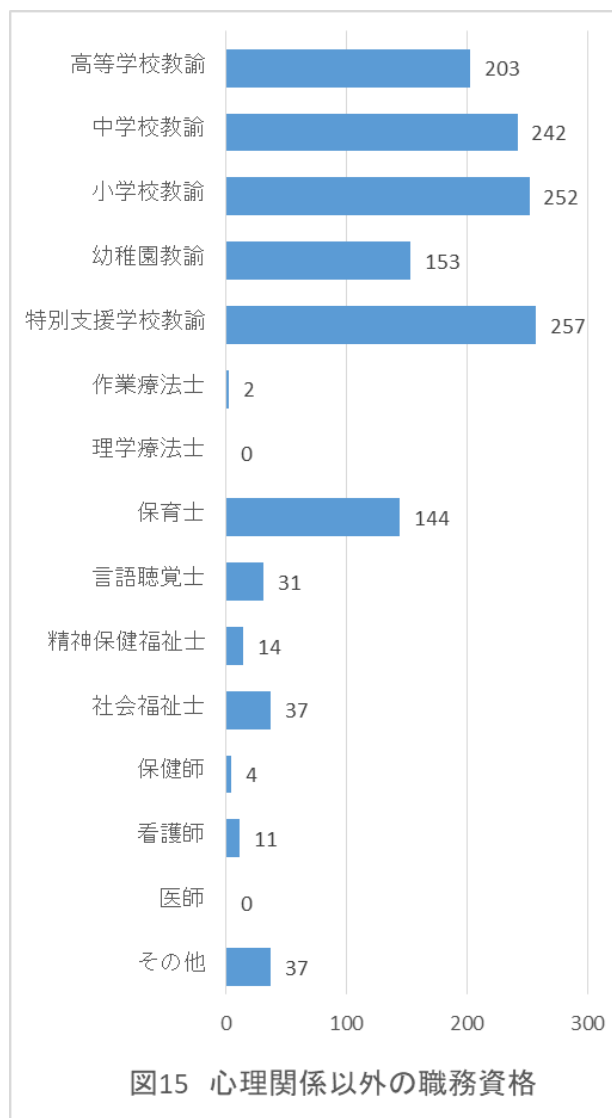
なお、この設問は「臨床発達心理士以外に取得している心理・発達専門職資格」を問うが、「ない」という選択肢を含めなかった不備があり、「その他」の記述欄に「ない」など、何か入力しないと次の設問に進めないというお叱りを複数受けた。

3-2 心理専門職以外に取得している資格（職務に関連する資格に限る）はどれですか（複数回答可）。

1. 医師
2. 看護師
3. 保健師
4. 社会福祉士
5. 精神保健福祉士
6. 言語聴覚士
7. 保育士
8. 理学療法士
9. 作業療法士
10. 特別支援学校教諭
11. 幼稚園教諭
12. 小学校教諭
13. 中学校教諭
14. 高等学校教諭
15. その他（ ）

表6. その他の内容と件数

その他の内容	件数
養護教諭	9
養護学校教諭1種及び専修	1
養護学校普通1級免許状	1
特別支援学校特別教員(自立活動;言語)	1
相談支援専門員	4
相談支援従事者	1
音楽療法士	5
司書	4
日本語教師	2



この設問の回答結果は図15の通り。就業職種は次の設問4で調査しており、ここでは保持資格を複数回答可で求めている。やはり学校関係者、とくに特別支援教諭の資格者が多かった。

選択肢15の「その他」に記入された主な回答内容を表6に示した。1件ずつあったのは、次の通りである（順不同）。

アンガーマネジメントキッズインストラクター、キャリアコンサルタント、ケア専門士、健康運動実践指導者、健康運動指導士、ヘルパー2級、上級指導者ムーブメント療法士、公認心理士、ベビーウェアリングコンシェルジュ、ガイダンスカウンセラー、児童発達管理責任者、児童指導員、児童指導員任

用資格、児童福祉士等の任用資格、介護支援専門員、介護福祉士、英語関係、調理師、学芸員、強度行動障害支援者養成研修、サービス管理責任者、自立活動教諭、メンタルヘルスマネジメント資格Ⅲ種、社会福祉主事、社会福祉主事任用資格、社会教育主事、社会調査士、心理判定員。

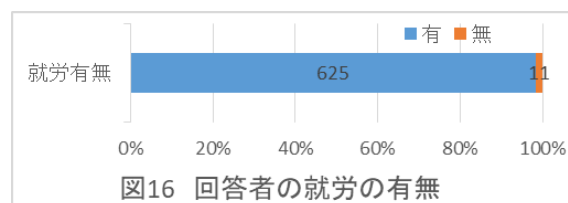
この設問で「養護教諭」を選択肢に用意していないのは、不備であったかもしれない。「その他」の回答から分かるように、「心理専門職以外」を求めたものの、判断がそれぞれであったかもしれない。設問3-1の回答と内容が重複される場合があった。「職務に関連する資格に限る」としたが、どこまで関連するかも判断がそれぞれであったかもしれない。とくに「任用資格」は多くの方が回答しなかった可能性がある。

なお、この設問でも前問と同様に、いずれの資格も持っていないときに、「なし」の選択肢が不備であったため、その他の記入欄に「なし」などの入力をいただくことになってしまった。

4. 就業状態

4-1 現在あなたは働いていますか。

1. はい → 4-2へお進みください。
2. いいえ → 5へお進みください



就労の有無についての結果は図16の通り。
設問1での結果から、65歳以上の回答者は72名いたが、就労なしは11名に過ぎなかった。

4-2 あなたの現在の主となる就業先は次のどの領域に当てはまりますか。

1. 教育関係 → 4-3へお進みください。
2. 医療関係 → 4-6へお進みください。
3. 保健・福祉関係 → 4-7へお進みください。
4. 司法関係 → 4-10へお進みください。
5. その他 () → 4-12へお進みください。

表7. 「その他」の回答内容による分類移動先

移動先	「その他」の回答内容
教育←	大学(教員)
教育←	NPO法人発達障害児対象の学習支援
教育←	大学教員 幼児教育系
教育←	東京都特別支援教室巡回相談心理士、埼玉県狭山市専門家巡回、福祉法人立の保育所で特別な配慮を必要とする幼児の指導に関する講師(継続的)、区立幼稚園等での教師への講演
教育←	大学教員(保育士養成)
教育←	認定こども園・幼稚園(常勤) スクールカウンセラー(非常勤)
教育←	東京都特別支援教室巡回心理士
保健・福祉←	民間の療育機関
保健・福祉←	発達支援業務
その他←	教育関係と保健・福祉関係が半々
その他←	教育関係(保育園巡回相談) 保健関係(保健センター) 両方
その他(産業)←	産業特例子会社
その他(産業)←	労働
その他(産業)←	産業関係
その他←	研究機関
その他←	福祉サービス外の相談支援
その他←	行政

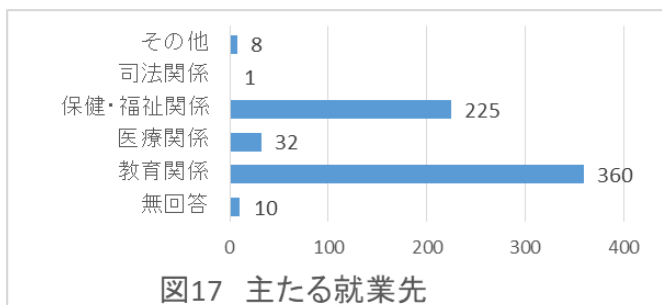


表8. その他の主たる就業先

就業先	人数
教育と保健・福祉が半々	2
産業	3
行政	1
研究機関	1
福祉以外の相談支援	1

この設問では、表7の通り、選択肢5「その他」の記入内容から判断して、編集側で分類の変更を行なった。その結果、選択肢1「教育関係」は実際の回答より7名増え、選択肢3の保健・福祉関係は2名増えることになった。最終的に選択肢5の「その他」の数は実際よりも9名減ることになった。「その他」の集計結果は表8に示す。

設問では、「主となる就業先」が問われているが、表7の回答から推察できるように、常勤をもち、複数の非常勤の業務をもつ者は「主たる」という判断が困難であったと思われる。

上記の分類操作により、設問 4-2 の回答集計は図 17 に示す通りとなる。結果から、やはり教育関係者が最も多く、次いで保健・福祉関係者が多数であることが分かる。

なお、この設問ではどれも選択しない者、その他を選んだものの無記入であった者がいて、併せて 10 名となった。

4-3 あなたの現在の主となる就業先は次のどの学校種（含む教育委員会）に当てはまりますか。

1. 幼稚園 → 4-12 へお進みください。
2. 小学校 → 4-4 へお進みください。
3. 中学校 → 4-4 へお進みください。
4. 高等学校 → 4-4 へお進みください。
5. 大学 → 4-11 へお進みください。
6. 特別支援学校 → 4-5 へお進みください。
7. 教育委員会 → 4-11 へお進みください。
8. その他（ ）
→ 4-12 へお進みください。

表9. 就業先学校種

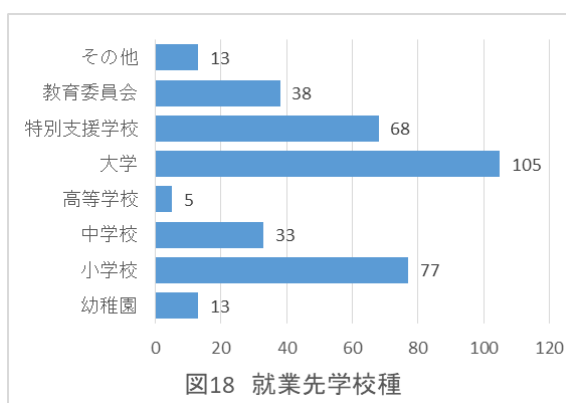
就業先	人数
幼稚園	13
小学校	77
中学校	33
高等学校	5
大学	105
特別支援学校	68
教育委員会	38
その他	13
計	352

回答者は合計 352 人であったが、設問 4-2 で教育関係とした回答者数は 360 人であった。回答結果の学校種別人数は、表 9 と図 18 の通り。

大学勤務の回答者が最多であったが、この調査の回答者にその偏りがあったのかもしれない。その他の 13 人は、表 10 の通り分類された。

表10 その他13人の内訳

民間	NPO法人 私設研究所での読み書き支援と研究 教育相談室における教育や養育の相談 日本語学校 小学校日本語教室
学校	高等専門学校 専門学校(言語聴覚士養成校)
複数	小学校、中学校、特別支援学校、教育委員会が同程度 公立中学校区なので小学校も含まれる 中高一貫校 幼児ことばの教室 第三者機関
フリーランス	スクールカウンセラー、乳幼児健診、高齢者サロン、こども園巡回 小学校非常勤講師、巡回相談



なお、その他に教育関係と思えない内容（福祉関係と医療関係）の回答者が 12 名いたが、上記集計に含めなかった。

4-4 あなたの現在の主となる就業先（小学校・中学校・高等学校）での担当もしくは職務は次のどれに当てはまりますか。

1. 通常学級
2. 特別支援学級
3. 通級指導学級（含 特別支援教室）
4. 特別支援教育コーディネーター
5. スクールカウンセラー

6. こころの相談室
7. 特別支援教育支援員（介助員・合理的配慮協力員含む）
8. 管理職等
9. その他（ ）

→ 4-12へお進みください。

回答者数内訳は表11の通り。

その他の32人の内訳は次の通りである。この設問4-4は、4-3の流れから、小中高が「主たる就業先」となるが、「正規雇用先」としていないためか、巡回相談業務の回答が含まれたり、その他、さまざまな回答が見られた。

	人数
通常学級	15
特別支援学級	13
通級指導学級(含 特別支援教室)	36
特別支援教育コーディネーター	7
スクールカウンセラー	29
こころの相談室	2
特別支援教育支援員(介助員・合理的配慮協力員含む)	1
管理職等	11
その他	32

特別支援教育のアドバイザー、研修講師。特別支援教室巡回心理士。巡回相談。市教育委員会 生涯学習課、家庭教育支援員。養護教諭。事務職。心理発達相談。特別支援教室専門員。特別支援教育定期巡回（保育士指導、教員指導）。教員養成。体育指導員。放課後等デイサービス。巡回相談。巡回相談心理士。特別支援教育コーディネーターも兼務。外部専門員。SSW サポーター。養護教諭。大学で養護教諭の養成をしている。特別支援教室巡回相談心理士。スクールソーシャルワーカー。障害部門。支援教育アドバイザー。夜間中学。養護教諭。保育所等訪問支援員及び療育指導員。保健室職務ほか校務分掌で与えられた職務、登校支援コーディネーター、校内中間教室指導員。巡回相談。特別支援学校内地域支援センター「地域支援コーディネーター」。非常勤講師。スクールソーシャルワーカー

4-5 あなたの現在の主となる就業先（特別支援学校）での担当もしくは職務は次のどれに当てはまりますか。

1. クラス担任
2. 自立活動担当
3. 地域支援担当
4. 管理職等
5. その他（ ）

→ 4-12へお進みください。

表12 特別支援学校での担当職務

担当職務	人数
クラス担任	28
自立活動担当	7
地域支援担当	14
管理職等	9
その他	22

回答者数内訳は表12の通り。

その他の22人のうち、その内容を回答した人は18人で、その内容は次の通り。

特別支援教育のアドバイザー、研修講師。相談依頼。非常勤で発達相談。指導教諭（教員の指導・研修・研究を主業務）。主幹教諭、総務部長、防災・人権・性教育・保健体育担当。指導教諭（人材育成部）。巡回相談、発達相談、心理発達検査、研究。外部専門員として勤務。大学の養護教諭特別別科。学校全体。精神障害者雇用トータルサポーター。外部専門員として教員への助言等。教育センター長期研修生。巡回教育相談。授業巡回して課題のある子どもの支援や担任との連携など。育休中。特別支援教育コーディネーター（校内、地域両面での支援）。専科教員。

4-6 あなたの現在の主となる就業先は次のどれに当てはまりますか。

1. 病院
 2. 診療所
 3. その他 ()
- 4-12 へお進みください。

4-6 は設問 4-2 で選択肢 2 の「医療関係」を選んだ人 32 人が回答すべきであるが、回答データが得られなかった。しかしながら、「その他」の内容の回答欄には 4 人から次の通りの記述があったが、医療関係とは思えない記述が見られた。回答入力システムに何らかの不備があったと思われる。

大学養護教諭特別科。学校。ハローワーク。療育事業所。

4-7 あなたの現在の主となる就業先は次のどれに当てはまりますか。

1. 福祉関連施設
 2. 保健所・保健センター
 3. 保育所・保育園・認定こども園
 4. 児童相談所
 5. その他 ()
- 4-12 へお進みください。

表13 保健・福祉関係の就業先

具体的就業先	人数
福祉関連施設	126
保健所・保健センター	35
保育所・保育園・認定こども園	16
児童相談所	4
その他	34

設問 4-2 で保健・福祉関係と答えた 225 人のうち、この 4-7 で回答したのは 215 人で、就業先別回答者数は表 13 の通り。

「その他」とした 34 人中、31 人からその内容について記述があった。その内訳は次の通り。

保健センターと児童発達支援センターの両方。「自閉症臨床に携わりたかった」。市のこども発達相談センター。独立型社会福祉士事務所開設（地域自立支援協議会会長など地域貢献）。市区町村児童福祉部局。区子ども家庭課。子育て支援センター。一般社団法人を運営。医療機関。市の発達支援機関。教育委員会所属の心理士。子ども発達支援センター。発達障害者支援センター。市役所。子育て世代包括支援センター。NPOの療育。県発達障害者支援センター。発達相談支援センター（公的機関）。民間企業の療育機関。研究所。市役所子育て支援課。児童発達支援事業所。認定こども園（保育所型）。自治体の保育課において保育園巡回指導員業務。行政。市役所。市役所（家庭児童相談室）。市役所子育て支援課こども相談室。発達相談支援の事業所を個人開業。発達障がい者支援センターの業務及び研修と相談の業務。自立支援協議会等の参加。児童発達支援事業所。児童館。

4-8 あなたの現在就業している福祉関連施設で主に対象としているのは次のうちどれに当てはまりますか。

1. 児童（18歳未満） → 4-9 へお進みください。
 2. 成人 → 4-12 へお進みください。
 3. 高齢者 → 4-12 へお進みください。
 4. その他 ()
- 4-12 へお進みください。

表14 福祉関連施設対象

対象者(利用者)	人数
児童(18歳未満)	78
成人	10
高齢者	0
その他	2

設問4-7で「福祉関連施設」と回答した人は126人だったが、この4-8ではそのうち90人から対象者（利用者）について回答があった。選択肢別回答者数は表14の通り。回答者の87%が施設の対象者は児童（18歳未満）と回答した。

「その他」と回答した2名はいずれも全年齢であった。1人は、「重症心身障害児者施設で5歳～62歳」という具体回答があった。

4-9 あなたの現在就業している児童福祉関連施設種は次のうちどれに当てはまりますか。

1. 児童発達支援センター（児童発達支援事業所）
 2. 障害児入所施設
 3. 児童養護施設
 4. 乳児院
 5. 情緒障害児短期治療施設（児童心理治療施設）
 6. 児童自立支援施設
 7. 母子生活支援施設
 8. その他（ ）
- 4-12へお進みください。

表15 就業先の児童福祉関連施設種

児童福祉関連施設種	人数
児童発達支援センター(児童発達支援事業所)	52
障害児入所施設	3
児童養護施設	2
乳児院	0
情緒障害児短期治療施設(児童心理治療施設)	0
児童自立支援施設	2
母子生活支援施設	1
その他	18
合計	78

就業先の児童福祉関連施設種別回答者数は表15の通り。78人が児童福祉関連施設に就業していることになり、そのうち大部分の52人が児童発達支援センター（児童発達支援事業所）を選択した。

その他を選択した18人中13人がその内容を回答した。それは次の通り。

児童発達支援センターと障害児入所施設が併設された療育センター。就労支援A型・B型。相談支援事業所（市町村の委託相談含む）。児童館の館長。子ども発達支援センター。放課後児童デイ。放課後等デイサービス事業部。児童発達支援事業所（認定こども園）。市立発達支援センター(全年代対象)。障害児相談支援・特定相談支援事業所。障害児通所支援施設。放課後等デイサービス。福祉事務所・家庭児童相談員。

4-10 あなたの現在就業している司法関連施設種は次のうちどれに当てはまりますか。

1. 少年鑑別所
 2. 少年院（含 医療少年院）
 3. 刑務所（含 医療刑務所）
 4. その他（ ）
- 4-12へお進みください。

司法領域と回答した人が1名おられたが、この設問への回答はなかった。

4-11 あなたが現在従事している業務のうち主たるものは次のどれですか。(主要3つ以内で複数回答可)

1. 発達相談
 2. 教育相談
 3. 巡回相談(保育所・園、幼稚園)
 4. 巡回相談(小学校)
 5. 巡回相談(中学校)
 6. 巡回相談(その他)
 7. 心理・発達検査
 8. カウンセリング・心理療法
 9. 学生相談
 10. 教職
 11. 保育
 12. 研究
 13. 介護
 14. 就労支援・生活支援
 15. 管理・事務職
 16. その他 ()
- 4-12へお進みください。

表16 主たる業務(3つ以内)

業務種別	人数
発達相談	92
教育相談	57
巡回相談(保育所・園、幼稚園)	43
巡回相談(小学校)	46
巡回相談(中学校)	13
巡回相談(その他)	3
心理・発達検査	65
カウンセリング・心理療法	35
学生相談	13
教職	71
保育	51
研究	66
介護	0
就労支援・生活支援	4
管理・事務職	12
その他	17
合計	588

※ 回答者数は231人

従事している業務種別の回答結果は表16の通り。

なお、231人の回答者のうち、1つだけ選択した人は51人で、2つ選択した人は49人、3つ選択した人が131人いた。従事業種の組み合わせは多様に考えられるので、業種組み合わせ別の集計は行っていない。

選択された業種の最多は発達相談で231人中92人(40%)、ついで、研究を除くと、心理・発達検査の65人(28%)、教育相談が57人(25%)であった。ただし、巡回相談は行き先を合わせると105人が選択しており、回答者の半数近く(45%)が従事していたことになる。

今後の調査では、選択肢1の発達相談に「巡回相談を除く」とすべきかもしれない。

その他は17人選択していたが内容を回答した人は15人。その回答は次の通りで、業種を記した回答ではないものも含まれた。

生徒の問題について学校の制度的問題を検討。学生や大学院生の教育。本市では教育委員会部局ではなく、市長部局が発達相談、発達検査を担当しているので、選択肢の進み方にうまくあいません。児童発達支援。子育て支援。児童発達事業、放課後等デイサービスでの児童への支援。民間機関として開業。スクールソーシャルワーカー。就学相談。言語聴覚障害児の指導・支援・訓練。乳幼児健診。療育。子ども家庭支援センター。ソーシャルワーク。療育。

また、「発達支援」や「子育て支援」、「児童支援」等も選択肢1の「発達相談」に含まれるように、今後は選択肢を工夫すべきかもしれない。また、明らかに用意された選択肢に含まれると思われる回答もあるが、回答者のこだわりが何かあるのかもしれない。

4-12 あなたの主となる現在の勤務先の雇用形態は次のどれですか。

1. 非常勤
2. 常勤
3. 開業
4. その他 ()

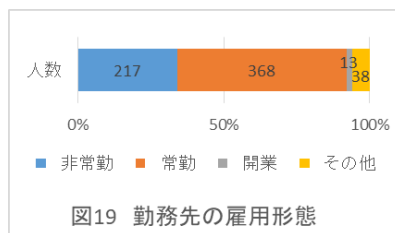


表17 主たる雇用形態

種別	人数
非常勤	217
常勤	368
開業	13
その他	38
計	636

回答結果は、図19と表17の通りで、回答者636人（全員回答）のうち、主たる勤務先が常勤の人は368人（58%）で、非常勤は217人（34%）であった。

この調査の回答協力者は、81%（515人）が女性であったこと（設問1-2）を考え合わせると、常勤者の割合の数は好ましい実態であると思われる。

雇用形態と設問4-2で得られた就業領域との関係でクロス集計した結果が、表17-2である。教育関係と医療関係で常勤者は差は見られず、保健・福祉関係でやや少ないといえるかもしれない。

表17-2 雇用形態と就業領域とのクロス集計結果

	教育関係	医療関係	保健・福祉関係	その他	無回答
常勤	224 (64.7%)	21 (65.6%)	113 (51.1%)	6 (33.3%)	3 (16.7%)
非常勤	98 (28.3%)	10 (31.3%)	95 (43.0%)	8 (44.4%)	6 (33.3%)
開業	6 (1.7%)	0 (0.0%)	6 (2.7%)	1 (5.6%)	0 (0.0%)
その他	18 (5.2%)	1 (3.1%)	7 (3.2%)	3 (16.7%)	9 (50.0%)
合計	346 (100%)	32 (100%)	221 (100%)	18 (100%)	18 (100%)

4-13 1週間の平均的な就業日数および就業時間をお答えください。

週 () 日就業 平均 () 時間勤務

回答者数 636 人（回答必須項目。ただし、就業時間については無効とした回答有り）

1 週間の平均的な就業日数：平均 4.3 日、SD=1.34、レンジ 0 日～7 日

1 日当たりの就業時間：平均 7.6 時間、SD=1.99、レンジ 0 時間～16 時間（無効回答：90）

この集計に当たっては、下記の通り、回答を元にした解釈を伴う数値変換を行った。

<1 週間の平均的な就業日数について>

この設問は数値で回答がほしかったが、その入力制限がされておらず、回答方法が多種多様であったし、月当たりの日数を回答したり、年間日数を回答する人が、それぞれ複数いた。また、無職なので回答を飛ばそうとした人から、回答必須であるために苦言を複数いただいた。その場合は 0 と入力するように求めておく必要があった。

回答者にとっては、在宅勤務や、年単位、月単位で勤務日数が決まっている人、主体的シフト制、自由裁量制などの立場の人がおられ、回答に困られる人が多々あったようだ。

そこで、全 636 回答について、次の基準で週当たりの日数を決めて、数値に変換した。

- 1) 2-3 日などの回答は、2.5 と変換。
- 2) 大学教員の研修日は就業日数に含めない。コロナ禍で在宅勤務の場合や、春と秋の長期休暇に言及されている場合も、いただいた本来の出勤日数を採用。ただし、自由裁量勤務として本人が勤務日数に含めて回答している場合があるかもしれない。
- 3) 隔週土曜休日などの場合は週 0.5 日をプラス。しかし、半日出勤等でも授業 1 コマだけでも 1 日と

して扱う。

- 4) 月当たりの日数回答の場合は4週で割った日数（四捨五入の少数第1位）に変換。年間日数記載の人は全員週当たりの日数を記載していたのでその数値を採用した。
- 5) 非常勤を含む、複数の業務の回数を週当たりの日数で記入されている場合は、一日のうちの短時間勤務でも一日と扱い、それらを合計した。

<1日当たりの就業時間について>

設問に1日当たりとの明記がなかったために、週当たりの時間数回答が多数混在していた。年間時間数を記入した人もおられた。また、勤務時間帯で回答した方も少なからずおられた。そのため、ここでも回答をもとに全636回答について、下記の基準で解釈を行ない、一日当たりの時間数に変換した。自由裁量制などとされて数値の記入がない場合は、無効扱いとした。

- 1) 週当たりの時間を記入の場合は、週当たりの回答就業日数で除した値に変換
- 2) 週2日以上4日以下の就労で回答就業時間が15時間未満の場合を基準として、記入された時間が週当たりか一日当たりか判別不能の場合は無効とした。15時間以上の場合は、週当たりの時間とみなした。
- 3) 朝から夕方までの勤務時刻帯で示されている場合、通常定められている昼休憩1時間を差し引いてはいない。「8時間」とする多数者の回答を7時間に変更しないことによる。
- 4) 超過勤務（残業）時間を具体的に示している場合は加算した値とした。

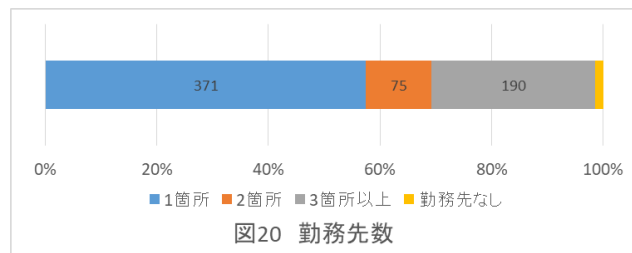
勤務先で決められた勤務時間を記入する人は多かったが、残業は手当てが出ない場合や記録していない場合などから、ほのめかしはあっても回答時間に算入されていないことがほとんどである。他方、大学教員や契約労働者の場合か、自ら算定した8時間以上の就業時間を回答する人も少なからずいた。そのために単純に平均やSDを示した集計結果の意味がどれほどあるかは疑わしい。

職種別や常勤、非常勤の別で分析する方法が考えられるが断念した。今後は調査方法そのものを再検討すべきである。

4-14 あなたの勤務先は何箇所ありますか？

1. 1箇所
2. 2箇所
3. 3箇所以上

勤務先数	人数
1箇所	371
2箇所	75
3箇所以上	190
勤務先なし	9



回答結果は表18と図20の通り。

1箇所が最多で58.3%、2箇所11.8%、3箇所以上は29.9%であった。

「勤務先なし」の選択肢はなかったが、下記の通り判断したところ9人（1.4%）おられた。

設問4-13で無職（もしくは休養中、あるいは就業日数0）と回答していた人が9人いたが、この設問は、選択肢に「勤務先なし」がないにもかかわらず、回答必須項目であった。1人はなぜか3箇所以上を選択し、残り8人は1箇所を選択していたが、こちらの判断ですべて「勤務先なし」として扱った。

4-15 あなたの現在のおおよその年収は次のどれに当てはまりますか。

1. 無収入
2. 100万円未満
3. 100万円以上 200万円未満
4. 200万円以上 400万円未満
5. 400万円以上 600万円未満
6. 600万円以上 800万円未満
7. 800万円以上 1000万円未満
8. 1000万円以上

表19 現在の年収

年収	人数	%
無収入	4	0.6%
100万円未満	44	7.1%
100万円以上200万円未満	80	12.8%
200万円以上400万円未満	178	28.5%
400万円以上600万円未満	131	21.0%
600万円以上800万円未満	106	17.0%
800万円以上1000万円未満	52	8.3%
1000万円以上	29	4.6%

回答結果は表 19 の通り（624 人回答、12 人無回答）。回答者の年齢構成は、設問 1 - 1 の回答によれば、50 歳代が最多で 33.6%、40 歳以上 65 歳未満が 72.6%を占めたという結果であったので、専門職者の収入とすれば低いとみなすべきかもしれない。

4-16 あなたは臨床発達心理士の資格を取得したことで勤務形態等が変化しましたか。

1. 勤務先が変わった
2. 勤務先内で職場が変わった
3. 勤務先内で職名が変わった
4. 勤務先内で職務内容が変わった
5. 給与が増加した
6. 資格手当がついた
7. 特に変化はない
8. 資格取得後に就職した
9. わからない
10. その他（ ）

表20 資格取得後の勤務形態等の変化

勤務形態等の変化内容	人数	%
勤務先が変わった	41	6.4%
勤務先内で職場が変わった	3	0.5%
勤務先内で職名が変わった	5	0.8%
勤務先内で職務内容が変わった	22	3.5%
給与が増加した	9	1.4%
資格手当がついた	13	2.0%
特に変化はない	432	67.9%
資格取得後に就職した	71	11.2%
わからない	17	2.7%
その他	23	3.6%

回答結果は表 20 の通り。全 636 人が回答し、「とくに変化がない」人が最多で 68%を占める。次いで、資格取得後に就職した人が 11.2%いた。資格手当等、給与への反映はわずかで、今後、職能団体として行政への運動を進めるべき案件だと思われる。

その他を選んだ人は 23 人いたが、そのうち 22 人と、「資格取得後に就職した」人*、「特に変化はない」を選んだ人**もそれぞれ自由記述欄に事情を回答した。その内容は次の通り。選択肢に含まれそうな回答もあったが「その他」のままにした。

資格を必要とする職種ではないため。非常勤としてではなく、業務委託契約で仕事をするようになった。一時は臨床発達心理士として働いていたが、現在は夫の転勤に伴い転職。保育士として働いている。この資格があることで仕事一つ増えた（特別支援教育心理士：時給 8, 200円）。文科省による認証評価において、学生相談員の資格の有無の問いあり、役立った。勤務先が増えた。変化なし。起業した。教員退職時に取得。以後、転居して後就職した。教職退職後に保健センターより依頼されました。上記の職は、資格取得後に就いた。小学校教諭を退職後業務委託。勤務先を開拓できた。退職後に資格取得。異業種よ担務。教員早期退職して外部専門員として勤務を始めた。常勤の教員として働いている間は特に変化はなかったが、退職して臨床発達心理士の資格を使って巡回相談を行うことにしたことは大きな変化だった。前職を定年退職後、資格を活用して現職。兼業を開始できた。（療養中）※空欄で送信できませんでした。2020 年度に取得したので、これから心理士の仕事をしていきたい。S Cの他に巡回相談心理士の仕事が増えた。*臨床発達心理士の時は、事務職扱いの給与形態でしたが、公認心理師を取得した後は、医療職としての扱いとなり給与形態が大きく変わりました（収入増です）。**取得を

条件に雇用されたため。

4-17 あなたの現在の主たる職場における臨床発達心理士資格の採用条件はどのようになっていますか。

1. 採用条件に入っている
2. 採用条件に入っていないが、今後入る可能性がある
3. 採用条件に入る可能性がない
4. 今後のことはわからない
5. その他

表21 職場の採用条件実態

採用条件実態	人数	%
採用条件に入っている	143	22.5%
今後入る可能性がある	26	4.1%
入る可能性がない	278	43.7%
今後のことはわからない	154	24.2%
その他	35	5.5%

()

回答結果は表 21 の通り。「採用条件に入る可能性がない」とする回答が最多の 44%で、「採用条件に入っている」とした回答は、22.5%であった。

その他の自由記述欄には、その他の選択者 35 人のうち 33 人が回答し、「採用条件に入る可能性がない」を選択した人*、「今後のことはわからない」を選択した人も、それぞれ一人が回答した。その記述は下記の通り。

この回答から分かるように、今後の調査では、「採用条件に入っている」とする場合は、「他資格の排他的条件でなくてよい」という注釈が必要かもしれない。

資格を必要とする職種ではないため。心理系の資格であれば、なんでも可。特に採用時に必須資格となる兆しは見られない（新規採用なら心理学専攻、よほどの場合は臨床心理士がまだ幅をきかせてるか）。臨床発達心理士の養成大学であるため、それに関連した人事採用の場合は有資格者であることが条件となる。採用条件に明記されないが、心理関連資格という条件には含まれている。文科省による認証評価において、学生相談員の資格の有無の問いあり、役立った。資格手当の対象にはなっている。心理士ということで採用されている。資格手当を支給している。必須ではないが、一つの条件をクリアできると思われ。大学なので公募案件によって大きく異なりますが、私が採用された時の公募条件には臨床心理士等の心理士資格を有することが入っていました。入っているのは、東京都特別支援教室巡回相談心理である（狹山市専門家巡回相談は臨床発達心理士以外の方もおられるので分からない）。講師として招聘される条件については分からない（人づて、巡回相談での出会いから招聘されることもある）。臨床発達心理士の資格所持で採用されていない（勤務しながら資格を取得した）。コーディネーターに指名されたので取得した。専門職手当。採用条件は、教員免許、その他心理系資格だった。令和 2 年度より、法人全体で、常勤心理士については公認心理師資格が必須となりました（非常勤心理士については臨床発達心理士資格で可となっています）。採用時には心理職を希望していなかったが、途中から心理職となった（自分の職場では自己降心理職の採用がないので明確には不明、臨床発達心理士の周知度は低い、視覚としては臨床心理士や公認心理師と同等である印象、大学・大学院で心理学を修め、児童養護施設での心理職を経験しながら育成しているような感じ）。「公認心理師必須、更に臨床発達心理士を取得していると望ましい」。非常勤講師に関しては、必要なし、巡回相談心理士に関しては、資格は必要。2つの職場では採用条件に関わるが、1つの職場は全く関係がない。SCに準ずる者というくくりで採用、持っている心理士資格の一つにチェックを入れる欄がある。条件には入っていないが、歓迎はされる。しかし手当は付かず、専門的な職種にはならない。（療養中）※空欄で送信できませんでした。開業のため特になし（もし、雇用するとしたら資格はあった方が良いがそれよりもセンスを見よう）。現在も心理系の資格はないが外国人対象の語学教育系の仕事をしていた方が支援をしているが、教授法はよくできているし、心の不安に寄り添うことは外国人も子どもも同じため順調にスキルアップしていている。わからない。採用条件には、入っていない。職場に応募された方が、臨床発達心理士の資格をお持ちの場合、採用する可能性はありますが、採用条件ではありません。仕事上、業務内容の変化に伴い資格や資格に関わる知識が必要な場面が増えつつある。報酬により月に3~4回業務についている。採用条件ではあるが、資格をもっていない人も数人いる。よくわかりません。募集内容には臨床発達心理士資格も記載されることがあるが、採用条件には公認心理師が望ましいとされる。

*保育所の採用職種の対象になっていない。

**定年退職後のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の仕事への就労は可能である。

<職域別就業先別採用条件実態>

採用条件実態は、回答者の在職する職域によって異なるのではないかと考え、設問4-2への回答を用いて、教育関係（360人）、医療関係（32人）、保健・福祉関係（225人）に分けて、採用条件に関する回答を集計した。

その結果を図21と表22に示した。

「他職域を含む全体」の「他職域」とは、司法（1人）、その他（18人）、職域無回答（18人）である。ちなみに司法の1人は「採用条件に入る可能性がない」と回答した。

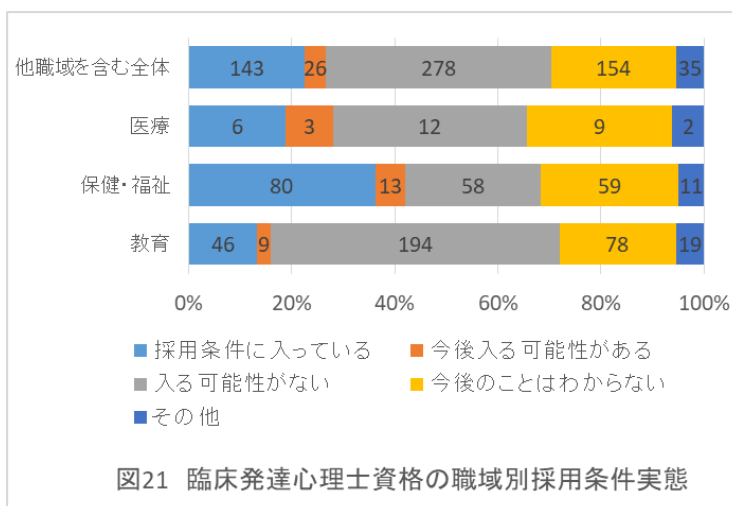


図21に示されるように保健・医療関係領域では採用条件にされている割合が高いようである。

表22 臨床発達心理士資格の職域別採用条件実態

採用条件実態	教育	保健・福祉	医療	他職域を含む全体
採用条件に入っている	46 (13.3%)	80 (36.2%)	6 (18.8%)	143 (22.5%)
今後入る可能性がある	9 (2.6%)	13 (5.9%)	3 (9.4%)	26 (4.1%)
入る可能性がない	194 (56.1%)	58 (26.2%)	12 (37.5%)	278 (43.7%)
今後のことはわからない	78 (22.5%)	59 (26.7%)	9 (28.1%)	154 (24.2%)
その他	19 (5.5%)	11 (5.0%)	2 (6.3%)	35 (5.5%)
計	346 (100%)	221 (100%)	32 (100%)	636 (100%)

保健・医療関係領域について、さらに設問4-7で得た具体的就業先別に採用条件実態をクロス集計によって調べた結果が表22-2である。

表22-2 保健福祉関係の具体的就業先と資格の採用条件実態

	福祉関連施設	保健所・保健センター	保育所・保育園・認定こども園	児童相談所	その他
採用条件に入っている	38 (30.2%)	21 (60.0%)	5 (31.3%)	0 (0.0%)	14 (41.2%)
今後入る可能性がある	9 (7.1%)	3 (8.6%)	1 (6.3%)	0 (0.0%)	1 (2.9%)
入る可能性がない	40 (31.7%)	1 (2.9%)	5 (31.3%)	1 (25.0%)	8 (23.5%)
今後のことはわからない	31 (24.6%)	10 (28.6%)	4 (25.0%)	3 (75.0%)	10 (29.4%)
その他	8 (6.3%)	0 (0.0%)	1 (6.3%)	0 (0.0%)	1 (2.9%)
計	126 (100%)	35 (100%)	16 (100%)	4 (100%)	34 (100%)

保健所・保健センターに就業している人は、採用されたときに有効であったようだ。福祉関連施設や保育所等も採用条件への取入れが進んでいるようだが、児相の職員や次に示す特別支援教育教員にも取得を推奨するように行政には変革を進めていただきたいものである。

教育関係領域については設問4-4の回答をもとに、小中高での担当職務別に採用条件実態を集計してみた。

その結果を表23に示す。表に示す担当職務のほか、その他に含まないが、「こころの相談室」担当と答えた2人はいずれも「入る可能性がない」と回答し、特別支援教育支援員（介助員・合理的配慮協力員含む）と答えた1人は「今後のことはわからない」と答えた。また、「管理職等」と答えた11人のうち、10人は「入る可能性がない」と答え、残る1人だけ「採用条件に入って

いる」とした。表の「その他」にどんな担当職務が含まれていたかについては、設問 4-4 の回答結果報告を参照いただきたい。

表から採用条件に入っていると回答した割合が最も多いのは「通級指導学級」担当者であったが、全体に採用条件としてみなされていない実情はたいへん残念な現状である。

表23 臨床発達心理士資格の教育現場担当職務別採用条件実態

採用条件実態	スクール カウンセラー	通級指導学級 (含 特別支援教室)	通常学級	特別支援学級	特別支援教育 コーディネーター	その他
採用条件に入っている	4 (13.8%)	12 (33.3%)	3 (20.0%)	1 (7.7%)	0 (0.0%)	7 (21.9%)
今後入る可能性がある	2 (6.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (3.1%)
入る可能性がない	15 (51.7%)	18 (50.0%)	10 (66.7%)	7 (53.8%)	5 (71.4%)	13 (40.6%)
今後のことはわからない	7 (24.1%)	6 (16.7%)	2 (13.3%)	5 (38.5%)	2 (28.6%)	8 (25.0%)
その他	1 (3.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (9.4%)
計	29 (100%)	36 (100%)	15 (100%)	13 (100%)	7 (100%)	32 (100%)

さらに、設問 4-3 で得た学校種別に採用条件回答をクロス集計したところ、表 23-2 の通りとなった。

表23-2 臨床発達心理士資格の学校種別採用条件実態(クロス集計)

採用条件実態	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	大学	特別支援学校	教育委員会	その他
採用条件に入っている	3 (23.1%)	18 (23.4%)	7 (21.2%)	0 (0.0%)	5 (4.8%)	3 (4.4%)	10 (27.0%)	9 (28.1%)
今後入る可能性がある	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (3.0%)	0 (0.0%)	3 (2.9%)	0 (0.0%)	3 (8.1%)	3 (9.4%)
入る可能性がない	7 (53.8%)	42 (54.5%)	15 (45.5%)	4 (80.0%)	68 (65.4%)	49 (72.1%)	9 (24.3%)	8 (25.0%)
今後のことはわからない	3 (23.1%)	15 (19.5%)	8 (24.2%)	1 (20.0%)	24 (23.1%)	12 (17.6%)	11 (29.7%)	7 (21.9%)
その他	0 (0.0%)	2 (2.6%)	2 (6.1%)	0 (0.0%)	4 (3.8%)	4 (5.9%)	4 (10.8%)	5 (15.6%)
合計	13 (100%)	77 (100%)	33 (100%)	5 (100%)	104 (100%)	68 (100%)	37 (100%)	32 (100%)

幼稚園と小中学校で採用条件となっていることが比較的多いのは、回答者がスクールカウンセラーなど専門職者として採用されているせいであると考えられることができるが、それにしても特別支援学校については、非常に残念な実態である。しかし、教育委員会にみられる傾向には少し期待がもてるかもしれない。

5. 啓発について

5-1 臨床発達心理士資格についての職場や社会の理解を広げるために、あるいはあなたの職場での臨床発達心理士としての職域を広げるために、努めていらっしゃる事があれば自由にお書きください。

この設問に対する何らかの記入回答者は211名であった。これらの回答内容を分類整理してすべてを別紙に掲載する。

分類カテゴリーは次の通り。

(1) 臨床発達心理士資格について職場や社会の理解を広げるための努力 (計94件)

- 1) 自分が資格所持者であることを積極的に示したり、資格の説明をしたり、研修した内容を職場等で紹介する (66件)
- 2) この資格の職場で取得の推奨、学生への周知 (22件)
- 3) 行政機関や職場にこの資格の認知を促す働きかけ (3件)
- 4) 公開研修会の参加を呼び掛ける (3件)

(2) 臨床発達心理士としての職域を広げるための努力 (計120件)

- 1) 職域・職能を活かす取り組み、職能の向上、職能を発揮して信頼を高める (72件)
- 2) 臨床発達の視点の提供：コンサルテーション、他職種連携、一般啓発 (48件)

(3) その他：分類不能 (5件)

(4) 「とくにない」と回答 (6件)

※それぞれの分類項目内の回答内容の掲載は順不同である。

※ひとりで2つの分類にまたがる複数回答の場合は可能な限り分けたので、件数は延べ数である。

資格の社会的認知に努めている内容の回答は多かった。(1)の1)～4)の計94件がそれに当たる。(2)の「職域を広げるための努力」の中には分類(1)との判別が難しく、あえて分類した回答を含むが、(2)に分類された回答は1)と2)を含めて120件に及んだ。

これらの回答結果から、下位分類項目タイトルに示されるように、回答した多くの会員がこの資格に愛着とアイデンティティを持っておられることが分かった。

5-2 今後、臨床発達心理士の職域として、どのような職種や業務の可能性があるか、アイデアやお考えをお聞かせください。

設問5-2に対する回答を内容によって分類してすべて別紙で紹介する。総計186件の入力回答があった。これらの回答内容を分類整理してすべてを別紙に掲載する。

分類は次の 10 に分かれる。

- (1) 親支援・子ども支援関係総合：特定の職域を明示していないか列挙のみの回答
- (2) 発達支援：園・学校関係
- (3) 発達支援：福祉機関
- (4) 発達支援：保健所
- (5) 発達支援：小児科等
- (6) 周産期関係（親支援）
- (7) 就労支援関係
- (8) 司法臨床
- (9) 高齢者支援
- (10) その他。

(1) はさらに次の 4 つに下位分類した。1) 保護者支援、2) 親子関係支援、3) 子ども支援、4) 発達支援全般。発達支援ではあるが、特定の機関・分野を挙げての提案は(2)以下に分類した。(10)「その他」には職域拡大に必要な提言なども含まれている。

※紹介する回答文が長い場合や複数の論点がある場合に、編集側でキーワードを太字にしている。また、(斜字体)は編集側の補足である。

回答を受けての所見

1) 期待される職域拡大のためには、士会が独立した職能団体法人として行政に強く働きかけていく必要が感じられた。具体的には主に、次の 2) と 3) が挙げられる。

2) 子ども支援、発達支援の、とくに学校関係での現状は、発達についての知見のない心理士によって「子どもの傷口に絆創膏を貼るような」対症療法的な支援しか行われていないという訴えが散見され、きちんとしたアセスメントに基づき、予防的かつ発達を見据えて希望がもてる改善策を施せる臨床発達心理士の参入が求められていた。

3) 小児科、産科領域では、これまでの保健師や助産師だけでなく、その子育て支援には臨床発達心理士の連携が必要であるという提言がいくつかあった。

5-3 今後の臨床発達心理士会の研修として、希望するテーマがあれば自由にお書きください。

この回答について、下記の通り分類して、() 内に示す回答数を得た。但し、複数の希望テーマがあるので回答数は延べ数である。具体的な内容や、その方法については、全回答を下記の通り分類した上で示した別紙を参照いただきたい。

アセスメント技法の希望が最多で、ついで、行動療法を中心とした支援技法の希望が続いた。

- (1) アセスメント(42件)：具体的な検査法の希望、診断基準解説、検査結果の解釈、新しい検査法は早く、講習会・実習希望
- (2) 事例検討 (13件)

- (3) 当事者の思い (4 件)
- (4) 支援技法 (21 件) : 認知行動療法、行動療法、その他の技法、支援法研修を求める支援分野
- (5) 相談技法・カウンセリング技法 (6 件)
- (6) 発達障害(17 件) : 自閉症スペクトラム、研修内容・方法
- (7) 愛着・愛着障害
- (8) 子育て・保護者支援・家族関係 (18 件)
- (9) 児童虐待 (14 件)
- (10) 社会性・コミュニケーション能力(10 件)
- (11) 学校問題・学校教育・支援者教育 (16 件)
- (12) 不登校・引きこもり (12 件)
- (13) 社会的自立・就労支援(10 件)
- (14) 高齢者 (9 件)
- (15) 学習障害 (5 件)
- (16) 言語・緘黙等 (7 件)
- (17) 情動 (2 件)
- (18) 感覚障害・感覚過敏 (2 件)
- (19) 発達心理学一般 (6 件)
- (20) 他職種連携 (12 件)
- (21) 触法 (4 件)
- (22) 依存症 (5 件)
- (23) 自傷・摂食障害 (各 1 件)
- (24) 遊び(3 件)・仲間関係(1 件)・自己制御(2 件)
- (25) その他 (22 件)
- (26) 研修の方法、研修制度のあり方への提案 (16 件)

以上

第3回 臨床発達心理士の動向および意識調査 結果報告書

企画・編集：職能問題検討委員会

委員構成

2020年-2021年度

鎌田 次郎（委員長、関西地区代表委員、大阪・和歌山支部）

森谷 真（北日本地区代表委員、東北支部）

小堀 あゆみ（東京支部代表委員）

神山 努（東京を除く関東地区代表委員、神奈川支部）

松村 友宇子（中部地区代表委員：北陸支部）

西村 健一（西日本代表委員：中国・四国支部）

2022年-2023年度

鎌田 次郎（委員長、関西地区代表委員、大阪・和歌山支部）

森谷 真（北日本地区代表委員、東北支部）

小堀 あゆみ（東京支部代表委員）

河村 要和（東京を除く関東地区代表委員、茨城支部）

松村 友宇子（中部地区代表委員：北陸支部）

竹下 秀子（関西地区代表委員、滋賀支部）

樋口 陽子（西日本代表委員：九州・沖縄支部）